

環境保全施設整備計画作成要領

平成 29 年 6 月 1 日 制 定

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 最終改正

第 1 環境保全施設整備計画の目的

環境保全施設整備計画(以下「整備計画」という。)は、自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るための既存施設において、施設の長寿命化に資する目標を明らかにし、併せて環境保全施設整備交付金(以下「交付金」という。)の活用による整備概要等を示すことにより、目標を達成するための事業を重点的かつ計画的に実施することを目的として、それぞれの都道府県が定める期間において都道府県ごとに作成するものとする。

第 2 計画事項

1 整備計画の対象地域

整備計画の対象地域は、原則として都道府県単位とするが、目標及び整備方針と期待する効果については、標準的には、国立公園において又は国定公園の場合にあっては、風致等の保護上又は利用上一体的に取り扱うべき区域、国指定鳥獣保護区の場合にあっては、鳥獣の保護上一体的に取り扱うべき区域、長距離自然歩道にあっては、利用上一体的に取り扱うべき路線の区間について、これらのひとつ又は複数の区域・区間を含む地域を、個別の対象地域(以下「個別地域」という。)として設定するものとする。

2 整備計画の期間

整備計画の期間(以下「計画期間」という。)は、目標を達成するために必要な事業を集中的に実施するため、原則として3年から5年程度とするものとする。

3 整備計画の目標及び整備方針と期待する効果

(1) 目標の設定

計画期間内に達成すべき目標を対象地域ごとに設定するものとする。

なお、複数の目標を設定したうえで、これらの目標を総括する大目標を設定することができるものとする。

(2) 目標設定の根拠

目標の設定に際しては、次に掲げる事項を明らかにすることにより、設定の根拠を明らかにするものとする。

ア 対象地域の現状

対象地域ごとに、社会経済的な背景、自然環境の特徴や現状、観光等の現状を踏まえつつ、既存施設の状況と長寿命化対策の必要性を概括する。

イ 課題

個別地域の現況を踏まえ、解決すべき中心的な課題を示す。

(3) 対象地域における長寿命化対策の整備方針等

課題を踏まえ、設定した目標を達成するための各種事業の整備方針と期待する効果及び主要な事業を整理して示すものとする。一つの事業が複数の目標に対応する場合には、事業の名称を再掲することも可能とする。また、交付対象事業以外に、目標の達成のために連携して実施される関連事業がある場合には、これらを加えて一括して整理するものとする。

(4) 目標を定量化する指標

事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した指標を設定するものとする。指標は、原則として数値による明示が可能なものを採用し、当該指標の従前値と事業終了後の目標値（以下「数値目標」という。）を整備計画に設定するものとする。目標を定量化するために適当な場合には、複数の指標を設定することができるものとする。設定した指標については、目標との関連性を簡潔に説明し、指標としての妥当性を示すものとする。

(5) 指標の設定に係る留意事項

指標及び数値目標の設定は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア 事業の実施によってもたらされる実現可能な効果を具体的に想定して、設定すること。

イ 利用者に対するアンケート調査などの活用を積極的に検討すること。

ウ 地方自治体等において継続的に収集されている統計データが、事業の効果を反映することが合理的に説明できる場合には、これらの統計データを活用して差し支えないこと。

エ 交付金を活用して実施する事業（以下「交付対象事業」という。）以外に、交付対象事業と連携して実施される関連事業がある場合には、これらによって得られる効果を勘案して差し支えないこと。

(6) その他必要な事項

計画期間終了後に予定される整備施設の維持管理方法など、整備計画に関する特筆すべき事項について示すものとする。

4 目標を達成するために必要な交付対象事業

計画期間内に交付金を活用して実施する事業ごとに、事業の名称、事業箇所、事業主体、事業期間、交付対象事業費等を整理して示すものとする。

5 交付対象事業の総事業費

計画期間における交付対象事業の総事業費を示すものとする。

なお、事業の効果が明確に発現されるためには、相当規模の交付対象事業が計画期間内に集中的に実施されることが必要であることから、計画期間における交付対象事業の総事業費の額は、国立公園整備事業、国定公園等整備事業ごとに、それぞれ 20,000 千円を超えるものとする。

第3 整備計画の作成手続き

1 整備計画に係る合意形成

整備計画の作成に当たっては、関係市町村、関係団体、地域住民等への適切な情報提供の下に合意形成に努めるものとし、必要に応じ、検討会・連絡協議会等を設置するなど、十分な調整を図るものとする。

2 整備計画の作成・提出

整備計画は、別添様式 1 又は 2 により作成するものとし、原則として、計画期間の初年度の前年度の第 3 四半期末までに、環境保全施設整備交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 第 1 項に基づき、環境大臣あて提出するものとする。

なお、国立公園整備事業、国定公園等整備事業ごとに別葉により提出することとする。

3 整備計画の公表

整備計画は、国民が容易に情報を入手できる方法により公表するものとする。

第4 整備計画の変更

整備計画を変更する場合の手続きは第 3 に準ずるものとするが、次に掲げる事項の変更については、変更した整備計画を環境大臣に送付すれば足りるものとする。

- (1) 計画期間における総事業費の増額を伴わない、既存の交付対象事業ごとの事業費の変更、又は事業概要の変更
- (2) 災害復旧に伴う、次に掲げる事項の変更
 - ア 交付対象事業の追加・廃止
 - イ 交付対象事業の事業主体の変更

第5 整備計画の評価

1 事前の評価

- (1) 整備計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、計画作成主体と

して自主的・主体的に検証を行うとともに、当該整備計画を環境大臣に提出する際に当該検証の結果を添付するものとする。また、第4に規定される整備計画を変更する場合においても、準用する。

ア 事業の必要性

イ 事業の有効性

ウ 整備計画の目標と指標の妥当性・実現可能性

なお、検証する場合は別添1を参考とする。

- (2) 当該検証の結果は、第3の3に定める整備計画の公表とともに、公表するものとする。

2 事後の評価

- (1) 要綱第20第1項に基づく整備計画の目標の達成状況等の評価（以下「事後の評価」という。）は、次に掲げる事項について、計画主体として適切に行うものとする。

ア 事業実施の内容

イ 目標の達成状況

ウ 長寿命化計画との整合性

エ 今後の対応

なお、事後の評価を行う場合は別添2を参考とする。

- (2) 事後の評価の実施結果は、公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。

- (3) 事後の評価は、原則として、整備計画の交付対象期間終了後の翌年度前半に行うものとするが、事業効果の発現が季節による影響を受け、一定期間の追跡調査を行うことが適当であるなど、特別の事情がある場合には、翌年度後半に行うことができるものとする。

附 則（平成29年6月1日環自整発第17060110号）

- 1 本要領は、平成29年6月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日環自整発第20040115号）

本要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月1日環自整発第2504018号）

（施行期日）

- 1 本要領は、令和7年4月1日から適用する。